

著作権法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、図書館等が著作物等の公衆送信等を行うことができるようにするための規定を整備するとともに、放送同時配信等における著作物等の利用を放送等における利用と同様に円滑化するための措置を講ずる。

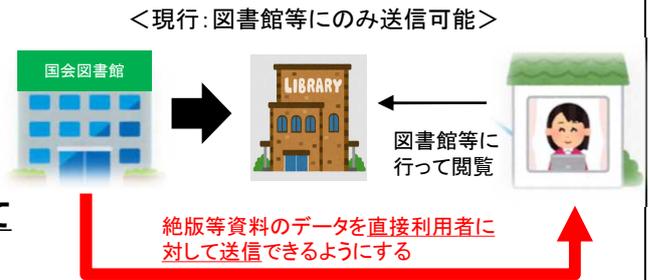
改正の概要

1. 図書館関係の権利制限規定の見直し

① 国立国会図書館による 絶版等資料のインターネット送信

- 国立国会図書館が、**絶版等資料**（※）のデータを、図書館等だけでなく、**直接利用者に対して**も送信できるようにする。

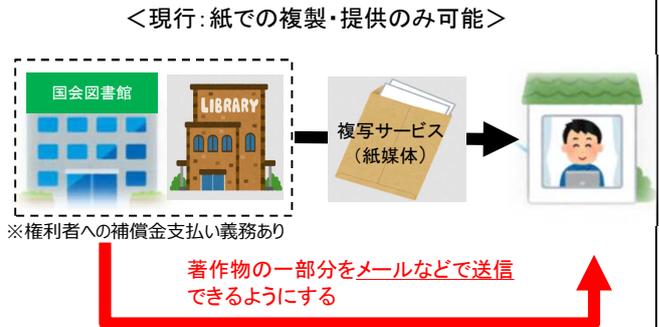
（※）絶版その他これに準ずる理由により入手困難な資料



② 各図書館等による 図書館資料のメール送信等

- 図書館等が、現行の複製サービスに加え一定の条件（※）の下、調査研究目的で、**著作物の一部分をメールなどで送信できるようにする**。その際、図書館等の設置者が権利者に**補償金を支払うことを求める**。

（※）正規の電子出版等の市場を阻害しないこと（権利者の利益を不当に害しないこと）、データの流出防止措置を講じることなど



2. 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化

同時配信等（※）について、**放送と同様の円滑な権利処理を実現する**。

（※）同時配信のほか、追っかけ配信、一定期間の見逃し配信を含む。

< 措置の内容 >

- 放送では許諾なく著作物等を利用できることを定める「**権利制限規定**」（例：学校教育番組の放送）を、**同時配信等に拡充**する。
- 放送番組での利用を認める契約**の際、権利者が別段の意思表示をしていなければ、放送だけでなく、**同時配信等での利用も許諾したと推定する「許諾推定規定」**を創設する。
- 集中管理等が行われておらず許諾を得るのが困難な「**レコード（音源）・レコード実演（音源に収録された歌唱・演奏）**」について、**同時配信等における利用を円滑化**する。
⇒ **事前許諾を不要**としつつ、放送事業者が権利者に**報酬を支払う**ことを求める。
- 集中管理等が行われておらず許諾を得るのが困難な「**映像実演（俳優の演技など）**」について、**過去の放送番組の同時配信等における利用を円滑化**する。
⇒ **事前許諾を不要**としつつ、放送事業者が権利者に**報酬を支払う**ことを求める。
- 放送に当たって権利者との協議が整わない場合に「**文化庁の裁定を受けて著作物等を利用できる制度**」を、**同時配信等に拡充**する。

施行期日

- ①：公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日
- ②：公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日
- ①～⑤：令和4年1月1日